



粉じん作業に係る自主点検【質問票】

滋賀労働局労働基準部健康安全課

この自主点検は、粉じん作業に係る自社の安全衛生活動について自主的に点検を行い、問題点を洗い出し、改善いただくとともに、滋賀労働局におきまして、粉じん作業に係る安全衛生活動の実施状況の把握を図り、今後の健康障害防止等に資することを目的としているものです。

各質問事項に対する回答を、別紙回答票にご記入いただきますようお願いいたします。

○質問1 粉じん作業について

貴事業場において、粉じん障害予防規則【別表1】の各号に該当する作業（粉じん作業）に、常時（臨時ではなく定期的に作業を行うということ）、労働者を従事させていますか？

●回答1

労働者を従事させている全ての粉じん作業（別紙1の作業の種類番号）について、別紙回答票の対応する粉じん作業欄に「○」をご記入ください。〈複数回答〉

粉じん作業に従事する労働者が存在しない場合は、本自主点検は終了となりますので、回答票の右下の「粉じん作業なし」の欄に○を記入いただき、滋賀労働局健康安全課あて送付いただきますようお願いいたします。

○質問2 特定粉じん作業について

質問1で粉じん作業を行っているとは回答された事業場に質問いたします。

貴事業場において、粉じん障害予防規則【別表2】の各号に該当する作業（特定粉じん作業）に、常時、労働者を従事させていますか？

●回答2

労働者を従事させている全ての特定粉じん作業の番号（別紙2の作業の種類番号）について、別紙回答票の対応する特定粉じん作業欄に「○」をご記入ください。〈複数回答〉

○質問3 呼吸用保護具着用対象作業について

質問1で粉じん作業を行っているとは回答された事業場に質問いたします。

貴事業場において、粉じん障害予防規則【別表3】の各号に該当する作業（呼吸用保護具対象作業）に労働者を従事させていますか？

●回答3

労働者を従事させている全ての呼吸用保護具着用対象粉じん作業の番号（別紙3の作業の種類番号）について、別紙回答票の対応する呼吸用保護具着用対象粉じん作業に「○」をご記入ください。〈複数回答〉

○質問4 じん肺健康診断について

質問1で粉じん作業を行っているとは回答された事業場に質問いたします。

常時、粉じん作業に従事している労働者、過去に粉じん作業に従事して「じん肺管理区分」の診断を受けている労働者に対して、じん肺健康診断を法定の頻度（異常所見がない労働者の場合は3年以内ごとに1回）で実施していますか？

●回答4

- Ⓐ じん肺健康診断を、対象者全員に、法定の頻度で実施している。
- Ⓑ じん肺健康診断は実施しているが、（法定の頻度で）受診していない労働者もいる。
- Ⓒ じん肺健康診断を実施していない。

○質問5 粉じん作業場所の清掃について

質問1で粉じん作業を行っているとは回答された事業場に質問いたします。

- ① 粉じん作業を行う屋内作業場所について、1日1回以上、清掃を行っていますか？
- ② 粉じん作業を行う屋内作業場の床、設備等の堆積粉じんに対して、毎月1回以上、真空掃除機の使用、水洗等、粉じんが飛散しにくい方法により清掃を行っていますか？

●回答5-①

- Ⓐ 1日1回以上行っている。
- Ⓑ 1日1回以上行っていない。

●回答5-②

- Ⓐ 毎月1回以上、掃除機等による清掃を行っている。
- Ⓑ 毎月1回以上、掃除機等による清掃を行っていない。

○質問6 全体換気装置について

質問1で粉じん作業を行っているとは回答された事業場に質問いたします。

特定粉じん作業以外の粉じん作業を行う屋内作業場所に、全体換気装置（局所排気装置等の同等以上の性能を有する設備を含む）を設置されていますか？

●回答6

- Ⓐ 全ての対象作業場所に全体換気装置を設置している。
- Ⓑ 全体換気装置を設置している場所もあるが、設置がない場所もある。
- Ⓒ 全体換気装置を設置していない。

○質問7 局所排気装置等について

質問2で特定粉じん作業を行っているとは回答された事業場に質問いたします。

特定粉じん発散源に対して、粉じん飛散防止設備（局所排気装置、プッシュプル型換気装置、密閉設備、湿潤化設備等）を設置していますか？

●回答7

- Ⓐ 全ての対象作業場所に粉じん飛散防止設備を設置している。
- Ⓑ 粉じん飛散防止設備を設置している場所もあるが、設置がない場所もある。
- Ⓒ 粉じん飛散防止設備を設置していない。

○質問8 局所排気装置等の定期自主検査について

質問7で粉じん飛散防止設備を設置していると回答された事業場のうち、局所排気装置等（局所排気装置およびプッシュプル型換気装置）を設置されている事業場に質問いたします。

局所排気装置等について、1年以内ごとに1回、定期自主検査（主要部分の損傷等、粉じん堆積状況、ファンの状態、吸排気能力等に係る点検）を実施していますか？

●回答8

- Ⓐ 全ての局所排気装置等に対して、法定の頻度で実施している。
- Ⓑ 定期自主検査は実施しているが、（法定の頻度で）実施できていない局所排気装置等もある。
- Ⓒ 定期自主検査を実施していない。

○質問9 粉じん作業に係る特別教育について

質問2で特定粉じん作業を行っているとは回答された事業場に質問いたします。

常時、特定粉じん作業に従事している労働者に対して、粉じん作業に係る特別教育（一般的に災害防止団体等が行う外部講習）を行っていますか？

●回答9

- Ⓐ 対象者全員に特別教育を実施している。
- Ⓑ 一部の労働者に特別教育を実施している。
- Ⓒ 特別教育を実施していない。

○質問10 作業環境測定について

質問2で特定粉じん作業を行っているとは回答された事業場に質問いたします。

- ① 常時、特定粉じん作業を行う作業場所に対して、6か月以内ごとに、定期的に、作業環境測定（作業環境中の粉じん濃度の実測および分析）を実施していますか？
- ② 作業環境測定を行っている場合、直近の作業環境測定結果において管理区分はどの様に判定されていますか？
- ③ 管理区分Ⅲと判定された作業場所に対して、具体的な作業環境改善措置（局所排気装置、全体換気装置等の性能向上、粉じん作業自体の頻度の低減等）を講じていますか（管理区分Ⅲと判定された作業場所が存在しない場合は回答は不要です）？

●回答10-①

- Ⓐ 全ての対象作業場所に対して作業環境測定を実施している。
- Ⓑ 作業環境測定を実施している場所もあるが、実施していない場所もある。
- Ⓒ 作業環境測定を実施していない。

●回答10-②

回答票の各管理区分欄に管理区分ごとの作業場数を記入してください。

●回答10-③

- Ⓐ 全ての管理区分Ⅲの作業場所への作業環境改善措置を講じている。
- Ⓑ 一部の管理区分Ⅲの作業場所への作業環境改善措置を講じている（または改善措置を検討している）。
- Ⓒ 作業環境改善措置を講じていない。

○質問11 呼吸用保護具について

質問3で呼吸用保護具着用対象粉じん作業を行っているとは回答された事業場に質問いたします。

呼吸用保護具着用対象粉じん作業に従事する労働者に対して、有効な呼吸用保護具（防じんマスク、電動ファン付き呼吸用保護具、送気マスク等）を着用させていますか？

●回答11

- Ⓐ 対象者全員に呼吸用保護具を使用させている。
- Ⓑ 一部の労働者に呼吸用保護具を着用させている。
- Ⓒ 呼吸用保護具を着用させていない。
- Ⓓ 局所排気装置の使用等の呼吸用保護具の着用に代わる措置を講じている。

○質問 12 アーク溶接等作業について

質問 1 で粉じん作業として、「二十 屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において、金属を溶断、又はアークを用いてガウジングする作業」または「二十の二 金属をアーク溶接する作業」を行っている
と回答された事業場に質問いたします。

- ① アーク溶接機を使用して、金属の溶接、溶断等の作業（アーク溶接等作業）を行う労働者に対して、アーク溶接等作業に係る特別教育を行っていますか。
- ② アーク溶接等作業により発生する「溶接ヒューム」が特定化学物質に指定されたことに伴い、アーク溶接等作業について、特定化学物質作業主任者を選任していますか。
- ③ 屋内の同一の場所、区画で継続的にアーク溶接等作業を行っている作業場所について、個人ばく露測定（作業者に取り付けられたサンプラーによりばく露濃度を測定する方法）を行い、その結果に基づき、必要な性能の呼吸用保護具の決定を行っていますか。
- ④ アーク溶接等作業に従事する労働者が着用する呼吸用保護具について、1年以内ごとに、定期的に、フィットテスト（適切に装着されていることを確認するための密着度測定試験）を実施していますか。
- ⑤ アーク溶接等作業に従事する労働者に対して、じん肺健康診断とは別に、6か月以内ごとに、定期的に、特定化学物質である「溶接ヒューム」に係る特殊健康診断を実施していますか。

●回答 12-①

- Ⓐ 対象者全員に特別教育を実施している。
- Ⓑ 一部の労働者に特別教育を実施している。
- Ⓒ 特別教育を実施していない。

●回答 12-②

- Ⓐ 作業主任者を選任している。
- Ⓑ 作業主任者を選任していない。

●回答 12-③

- Ⓐ 全ての対象作業場所に対して個人ばく露測定を実施し、呼吸用保護具の決定を行っている。
- Ⓑ 個人ばく露測定を実施し、呼吸用保護具を決定している場所もあるが、実施していない場所もある。
- Ⓒ 個人ばく露測定を実施していない。

●回答 12-④

- Ⓐ 対象者全員にフィットテストを実施している（令和6年3月31日までに実施予定を含む）。
- Ⓑ 一部の労働者にフィットテストを実施している。
- Ⓒ フィットテストを実施していない。

●回答 12-⑤

- Ⓐ 特殊健康診断を、対象者全員に、法定の頻度で実施している。
- Ⓑ 特殊健康診断は実施しているが、（法定の頻度で）受診していない労働者もいる。
- Ⓒ 特殊健康診断を実施していない。

以上が全ての質問となります。

別紙【回答票】にご記入いただき、滋賀労働局健康安全課あてFAXにより送付いただきますようお願いいたします。なお、質問事項につきまして、ご不明な点等がありましたら、滋賀労働局労働基準部健康安全課（担当：尾川、小山、市田 [TEL:077-522-6650](tel:077-522-6650) [FAX:077-522-6625](tel:077-522-6625) [Mail:kenkouanzenka-shigakyoku@mhlw.go.jp](mailto:kenkouanzenka-shigakyoku@mhlw.go.jp)）までお問い合わせください。